みんなが参加し みんなが平等に暮せる よりよい社会づくりを

昭和56年は国際障害者年

わが国では、約三百五十万人以上、本町においても二百七十人の人が心身に障害をもっていると推定されています。

障害者とは、病気あるいは事故などのために身体的・精神的な機能が損なわれ、自分自身では通常の個人生活や社会生活を完全に、または部分的に行えない人をいいます。

わが国には、大きく分けて身体障害者約二百十万人、精神薄弱者約四十万人、精神障害者約百万人――の障害者がいると推計されています。

また、平均寿命が延び、高齢化社会が進むにつれて脳卒中の後遺症などによる障害者が増えるとともに、交通事故や労働災害などによる障害者が年々増加する傾向にあります。

わたしたちのだれもが障害者になる可能性をもっている――といっても言い過ぎではありません。障害者問題は単に障害をもつ人だけでなく、わたしたち一人ひとりが自分自身の問題として理解し、幅広い社会的な連帯意識をもって解決していかなければなりません。

昭和五十六年――今年は「国際障害者年」です。

昭和五十一年の国連総会で決定された世界的規模の行動で、テーマは障害をもつ人の社会への「完全参加と平等」です。

障害をもつ人に対する理解と関心を深め、みんなが参加し、みんなが平等に暮らせるよりよい社会づくりをしようという年――「国際障害者年」に当たって、みんなで考えましょう。

小須戸町における障害者数

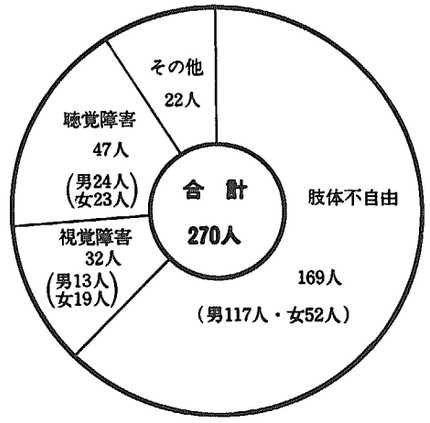

国際障害者年「五つの目的」

国連は「国際障害者年」に当たって〝完全参加と平等〟を実現するために、次のような五つの目的を立てています。

①障害をもつ人が、身体的にも精神的にも社会に適応することができるように援助すること。

②障害をもつ人に、援助、訓練、医療及び指導を行うことによって適切な仕事につき、社会生活に十分参加することができるようにすること。

③障害をもつ人が社会生活に実際に参加できるように公共建築物や交通機関を利用しやすくすること。

④障害をもつ人の経済活動や社会活動などへの参加の促進について広くPRすること。

⑤障害の発生の防止及びリハビリテーションのための対策を推進すること。

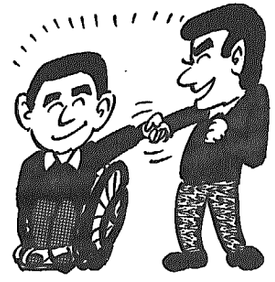

国際障害者年のシンボルマーク

2人の人間が連帯して手をとり合い、平等の立場から支えあっている姿を表現しており、平等・希望・支援を表しています。周囲の葉は、国連の紋章の一部です。

〈テーマ〉完全参加と平等

障害をもつ人の社会への完全参加と平等

2月10日までです 園児募集中

昭和五十六年度の保育園及び幼稚園の園児を次の要領で募集いたします。

入園を希望される園児のおられる家庭では、忘れずに期限までに申込みしてください

保育園

◇募集人員

○小須戸保育園　一八〇名
　うち二才児　一八名

○矢代田保育園　一二〇名
　うち二才児　一二名

○横水保育園　六〇名
　うち二才児　六名

◇申込資格

①町在住者に限る

②三才児以上
　昭和五十三年四月一日までに出生した者

③二才児
　昭和五十三年四月二日～昭和五十四年四月一日までに出生した者

◇申込期限
　昭和五十六年二月十日
　（期限厳守のこと）

◇申込場所
　町民生活課福祉係
　（窓口四番）

◇その他

①現在入園中の児童は、本年三月三十一日付で入園措置を解除しますから、入園希望者は改めて申し込みしてください。

②保育に欠けない家庭や、保育園の定員に余裕がないとき、または、保育園の入園申請書に不備があるときなどは、入園できないことがありますのでご承知おきください。

③入園申請書の「入園を希望する具体的理由」欄は必ず記入してください。なお勤労所得の方は源泉徴収票を内職の方は内職証明書を必ず添付してください。

④申込用紙は、各保育園及び役場町民生活課にあります。

⑤不明の点がありましたら町民生活課福祉係までおたずねください。

幼稚園

◇募集人員
　一六〇名

◇申込資格
　小須戸町在住の五才児（昭和五十年四月二日から昭和五十一年四月一日までに出生した幼児）

◇申込期限
　昭和五十六年二月十日まで

◇申込場所
　役場教育委員会又は小須戸幼稚園まで

パートタイマー（登録員）を公募します

昭和五十六年度のパートタイマー登録員を、次の要領で公募しますので、ご希望の方は期限までに役場行政課へ申しこみしてください。

【職種及び資格】

○役場事務

○給食センター調理員
　年令40才以下の女性の中から公募しますが、給食センター調理員については、年令制限の緩和措置があります。

【公募時期】
　二月二十日（金）までに履歴書を添えて行政課まで提出してください。

【勤務時間及び給与額】
　毎日六時間以内の勤務として、一時間当りの給与は次のとおりです。

○役場事務　四五〇円

○給食センター　五〇〇円

【登録有効期間】
　昭和五十六年四月一日～昭和五十七年三月末日まで

国保とわたしたち ㊵

保険税は期限内に

◎納税の義務

保険税の納入は被保険者の義務です。かならず納期を守って納めましょう。

国民健康保険事業は、わたしたちの納める保険税と国や県から出される補助金によってまかなわれ、運営されています。

わたしたちの国保が健全に発展していくためには、保険税の納入は、わたしたちの義務です。

保険税は、医療保険の相互扶助というたてまえから公平に負担するために、世帯の生活能力や、その世帯に属する家族の数に応じて課税されます。

保険税を期限内に納めないと、延滞金が加算されます。また督促を受け、その指定された日までに完納しないと、強制的な処分を受けることになります。

また納めた保険税は、社会保険料控除として、確定申告の際、所得から控除されます。

会社をやめて国保にはいった場合は職場の健康保険をやめたその日が国保の資格取得日となり、その月から保険税が賦課されます。

ですから、国保加入の手続きがおくれるとさかのぼって保険税を納めなければならず、その間保険証を交付されていませんので、保険診療を受けられず損をするような結果になります。

会社をやめたときや他の市町村から転入してきた場合はすみやかに町の国保に届け出をしてください。

成人病予防週間

行政に関する相談は……

町には行政に対する不満や要望の相談に応ずるため、行政管理庁長官の委嘱を受けた相談員がおります。

次のようなことがありましたら遠慮なくご相談ください。

◎説明になっとくできない。
◎このようにしてほしい。
◎処理がまちがっている。
◎どうすればよいか分からない。
◎処理がおそい。

相談員　星野信吾
（電）2046